

徳島県規則第三十五号

徳島県沿岸漁業改善資金貸付規則及び徳島県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県沿岸漁業改善資金貸付規則及び徳島県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

一 徳島県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和五十四年徳島県規則第八十四号）附則第二項

二 徳島県林業改善資金貸付規則（平成十五年徳島県規則第六十七号）附則第三項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。